

次年度以降の姫路市休日・夜間急病センターの体制について

1 姫路市休日・夜間急病センターの歴史

- ・昭和53年3月31日 姫路市と姫路市医師会の共同出資により財団法人姫路市救急医療協会を設立
- ・昭和54年2月15日 開院（内科・小児科の夜間診療開始）
- ・昭和61年4月 1日 内科・小児科の休日昼間診療開始
- ・昭和61年7月20日 眼科・耳鼻咽喉科の診療開始
- ・平成25年4月 1日 公益財団法人へ移行
- ・令和 3年4月 1日 東播磨地域の耳鼻咽喉科患者受入開始

2 診療体制（令和5年度）

- ・休日昼間（日曜・祝日、8月15日、12月31日～1月3日）

診療科目 内科、小児科

眼科、耳鼻咽喉科

診療時間 午前9時～午後6時

診療体制 医師 5名（内科1名、内・小児科1名、小児科1名、眼科1名、耳鼻咽喉科1名）

- ・夜間（年中無休）

診療科目 内科、小児科

診療時間 午後9時～翌日午前6時

診療体制 医師 2名（内科1名、小児科又は内・小児科1名）

3 次年度以降の体制について

働き方改革の影響による医師の出務回数の減に対応するため、非常勤医などの医師に出務回数の増加を依頼するなどの取り組みを行い、令和5年度と同様の体制を維持するよう努めている。